

入札告示

札幌市告示第 2397 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 3 年 4 月 26 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所 11 階

札幌市総務局職員部職員健康管理課安全衛生係 電話 011-211-2086

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

令和 3 年度札幌市職員ストレスチェック業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約日から令和 4 年 2 月 28 日まで

(4) 入札方法

入札は総価で行う。契約の際はストレスチェックの Web 受検、紙受検、再受検、紙受検（点字）、紙受検（派遣）、個人結果作成、個人結果作成（派遣）、個人結果作成（点字）、個人結果作成（海外派遣）及び集団分析は各項目で定める単価契約とし、支払いの際は、各単価に実際の対象者数又は分析した集団数を乗じた実績払いとするため、入札金額の算出基礎として、入札書裏面に契約希望単価の 110 分の 100 に相当する積算内訳を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された総価金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種

分類が大分類「一般サービス業」、中分類が「医療業、保健衛生サービス業」もしくは「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録がされている者であること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 個人情報の取扱いに関し、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ・ ISO27001/ISMS を認証取得していること。
 - ・ プライバシーマークを認証取得していること。
 - ・ 個人情報を取り扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。
- (7) 過去3年以内に現行のストレスチェック制度における、ストレスチェック受検と個人結果の出力、及び集団分析結果の出力に関する業務を受検者数10,000名以上の規模を有する一の団体で受託し、実施した実績があること。
- (8) 現行のストレスチェック制度において、令和2年度までに同時稼働数5,000名以上の実績を有するアプリケーションを所有していること。
- (9) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札説明書、契約条項及び仕様書等の交付方法

- (1) 本告示の日から、上記1の場所において交付する。交付を受ける際は必ず事前に上記1の電話番号に連絡をすること。なお、上記1の場所で交付する期間は告示の日から入札の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日8時45分から17時15分までとする。
- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先
上記1に同じ。

5 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時

令和3年5月20日(木)14時00分

(2) 入札の場所

札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎11階 総務局会議室

(3) 入札書の提出方法

入札箱への投函若しくは郵送とする。

(4) 開札

入札終了後、直ちに上記(2)の場所にて行う。

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を落札決定の日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止措置等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2名以上であるときは、当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことがで

きないときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員がくじを引くものとする。

ウ 落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に代理委任状(別紙2)を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) その他

詳細は入札説明書による。